

ファシスト・サンディカリズムの理念と現実

——一九二五年三月の金属機械工のストによせて——

桐 生 尚 武

【要約】 ファシスト・サンディカリストはその理想として階級協調を、つまり国民の崇高な利害への労働者、雇用主の個別利害の従属を掲げる。彼らの描く図式は階級協調による生産の増大、国民的富の増大、国民の幸福というものである。

だが二五年末までのファシズム政権の基礎の不安定な段階にあっては、雇用主側のファシスト組合に対する不信や、労働者の伝統的組織への忠実さ、そして二四年六月に発生したマッテオッティ暗殺事件後のファシズム総体の危機とあいまって、情勢打開のためファシスト・サンディカリストもストの重要な側面を領導する。その頂点に位置するのが本稿で対象とする二五年三月の金属機械工のストである。

本稿はこのストを通じてファシスト・サンディカリズムの理念と現実との相克を検討し、そしてファシストが当初いっていた組合国家の方向とは逆に、組合が国家に組み込まれていく過程を明らかにする。

史林 六〇巻二号 一九七七年三月

はじめに

ローマ進軍によりムッソリーニ政権が成立したといっても、ムッソリーニ自身きたるべき未来に対する青写真は保有しておらず、その行く末はきわめて不確定であり、二五年末までの三年間はファシズム支配の安定化への模索期である。蓄積された内部矛盾をかかえて動揺と試行錯誤を繰り返す。

一九三五年初めにモスクワ存住のイタリア人共産主義者に向けて行なった『ファシズムに関する講義』の中でP・トリ

アッティは「組合について語ることなく、ファシズムについての講義を行なうことは不可能である」^①とファシスト組合の重要性を強調したが、まさしくファシズムの大衆組織の一つを構成しているファシスト組合も、その大衆性の故に一層複雑な問題を内包していた。

ファシスト・サンディカリストは国民の崇高な利害への労働者、雇用主の個別利害の服従、生産活動を阻害するものとしての階級闘争の否定と階級協調に基づく生産の増大をその組織原理に掲げ、もってファシズム運動、更にはファシズム国家の経済的分野の担い手たることを誇称する。だがこれはあくまでも理念であり、ファシズム自体の方向性のあいまいなこの時期にあつては、特に工業部門でのファシスト組合の弱体さもあつて、経営者側の冷淡な態度に遭遇する。こうした雇用主側の態度と、旧来の左翼系組織との競合のためにも、ファシスト組合はその組合員の支持をより強固なものとするため、いやおうなく争議の重要な局面を領導する。このことは、一九二四年六月に突発したファシストによるマッテオッティ暗殺事件によりもたらされたファシズム総体の危機的状況、守勢への移行と、左翼系組織の回復という現実にあつては、なおさらそうであつた。

本稿はこうして開始された二五年三月の金属機械工のストに焦点をあて、ファシスト・サンディカリズムの理念と現実との相克、そしてその行きつく先を検討することにある。

金属機械工は労働総同盟（CGL）傘下の金属労連（FIOM）の影響力が強く、ファシストにより口火を切られたストは、FIOMの介入をもつて、労働協約の交渉権をどちらが把るかという点で、必然的に政治化し、ファシスト組合の真価が問われることとなる。だがファシスト系の新聞自体が「経済的利害の諸問題を、観念的利害に、ある点まで抽象的な利害の諸問題に結びつけることにより、社会的現実と衝突している」^②と記したようにファシスト・サンディカリズムにとって、理念と現実との対立は、その理念の抽象性の故により厳しいものである。

ムッソリーニといえば、ファシスト・サンディカリストの階級協調の基本原則は、生産の増大Ⅱファシズム政権の安

定という面でも、そしてとりわけそれ以前の階級原理を基礎とした「自由・民主主義政府」と異なった国内の全要素の調和による国民的政府という方向からも歓迎すべきものであった。とはいえ、ファシスト・サンディカリストの「行き過ぎ」にはブレーキをかけざるをえない。基礎の不安定なこの時期には、経済界の協力は不可欠であり、工業家との軋轢は好ましいものではなかった。加えて、CGLを加えたより広範な労働戦線の統一という彼年来の「労働党」^③構想に示されているように、ムッソリーニはファシスト・サンディカリズムに不信感を懐いており、とりわけ国家機関となってファシズム国家の経済機能を担うというサンディカリストの自律主義には、基本的には反対であった。ムッソリーニにとっては組合は自己の支配のあくまでも手段であった。

他方、工業家とはいえ、工場内での最低限度の規律は生産の維持に必要であり、かつ経済の拡大期にあって、より以上の労働力が必要としている局面にあっては、他の分野で猛威をふるったファシストのテロも工場内には及ばず、そして工業家は先行きの不安定なファシスト組合よりも、労働者間に多数を維持している旧来の左翼系組織との関係を依然として維持していた。

こうしてスト終結後、政治情勢の安定化とあいまって、組合秩序も新たな再編成に着手されることとなる。^④

- ① Palmiro Togliatti, *Lezione sul fascismo*, Roma 1970, p. 79. *potere 1921-25, Torino 1966, pp. 380 segg.* (以下本書は *Mussolini I* と略す。)
- ② 《Epoca》, 28 aprile 1923, in Ferdinando Cordova, *Le origini dei sindacati fascisti 1918-1926*, Bari 1974, pp. 159-60.
- ③ Renzo De Felice, *Mussolini il fascista I. La conquista del*

④ 本稿は筆者の一連のファシスト・サンディカリズム研究の一部をなすものである。

一 ストの背景

(一) ナショナル・サンディカリズム

イタリア経済は一九二二年のうちに戦後の危機を脱出し、その拡大局面に入る。^①二三年―二五年の三年間は統一以来前

例のない経済発展の時期とされるが、それは労働者の生活を犠牲にした低コストとインフレの価値下落による国際競争場裡でのイタリア製品の強い競争力に負うものであった。当然にも低賃金とインフレによる生活悪化は労働者の不満を高めることとなり、ファシスト組合としてもその労働者に対する威信にかけても賃金切り下げという雇用主側の攻勢に手をこまねいてはおれない。ことにマッテオッティ暗殺事件以後は、一時的にもせよ勢力を回復してきたCGLとの対抗上からも、雇用主側との対決姿勢を強め、直接行動を強化する。

どこまでがファシスト組合の手になるか不明であるが、工業家の全国組織たる工業総同盟の機関紙が二五年三月に発表した統計によれば、二四年の五月まで、すなわちマッテオッティ暗殺事件突発直前までの五カ月間のスト件数は八八件、参加人員は二一、一五一人、その後の五カ月間はそれぞれ一六八件、五七、二四二人となっている。^⑤ また国民経済省官房長G・マローラの記録によれば、二五年の最初の三カ月間のスト件数、参加人員は三一三件、一八万五千人で、内訳は一月五三件、二月七九件、三月八一件となっている。^⑥

では次にファシスト・サンディカリズムの理念を検討しておこう。一九二一年十月三十一日の戦闘ファッシ中央委員会は「国民の崇高な利害の名のもとに、産業家と労働者は、一切の可能なる一致の道を追究すべきである」と規定し、二一年一二月に採択された党綱領では協同体は「国民的連帯の表現」「生産の発展手段」という二つの目標に従って促進されるべきであるとうたっている。^⑧ そして二二年一月の協同体国民同盟（年末にファシスト組合協同体総同盟と名称変更）の結成大会は次のような決議を採択した。「①労働は、社会的同意において完全で有用な市民であることを正当化する崇高な称号」であり「②労働は、人間の物質的、道徳的、精神的安寧を創造し、完成し、増進させるのに調和的に向けられた努力の帰因であり」「③上記の目的にその活動を採用する者であれ、献げる者であれ、全て無差別に勤労者と考えられるべきであり……組合組織は、デモゴギーなしに、彼らを歓迎するべきである」「④国民は……——人種の物質的、精神的な一切の価値の崇高な統合と理解されて——個人、カテゴリー、階級の上にある。個人、カテゴリー、階級は国民がそのより大きな

偉大さを達成するために利用する手段である。……個人、カテゴリー、階級の利害は、国民の崇高な利害の枠内に含まれるという条件で、正当性の称号を獲得する。^⑤組合組織は、階級以外に、祖国、社会が存在するという認識を普及させるべきである」と生産諸要素間の協力と国民の崇高な利害への個別利害への従属を規定している。更に二二年一月に採択された綱領は以上の点を再確認する。サンディカリズムは全人民に関係し、だから国民に一致し、それで常に増大する生産は国民的豊かさとその拡大を増大させるので、全てのカテゴリーの利害であると。その際、生産の増大は賃金の減少の結果ではなく、生産手段に投下すべき資本の増加の結果であるべきであって、それ故二つの階級のみが存在するのではなく、ヒエラルヒー的に秩序づけられた様々なカテゴリーが存在するのであり、だから文明史のダイナミックな要素は階級闘争ではなく、社会的に劣るグループはより優れたグループに取って替られるという諸々のカテゴリー間の闘争である、と。また生産の発展は国民の安寧の決定的要素なので、それを麻痺させるゼネストは否認され、ただカテゴリーのストのみが許容される。^⑥

要するに生産諸要素間の協力による生産の増大は、国民の豊かさと偉大さの保障であり、従って全人民の利害である。それ故に、ファシスト・サンディカリズムは、階級の個別利害に立脚した社会主義者のそれと異なり、ナシヨナル・サンディカリズムであるとされる。そのことは前記協同体国民同盟結成大会における、労働の祭典を五月一日から、伝説上のローマ建国の日四月二一日に変更するという決定に典型的にみられる。

このファシスト・サンディカリズムの階級協調の論理を、協同体書記長E・ロッソーニは、更に協同体という言葉の採用に結びつける。「われわれの経済運動は、純粹にイタリヤ的な言葉、協同体(Corporazione)を再び取り上げた。協同体は何を意味するか。それは、様々なカテゴリーや専門における区別を維持しつつも、全てが同一の目的のために参加する一定部門の生産の異なった諸要素の統一である……それは、階級関係のより大きな親密さだけでなく、公平と正義の崇高な意識を創造している」^⑦。そしてそれをナシヨナリズムの論理と結合させる。「われわれは、『サンディカリズム』とい

う言葉が表明される前に誕生したきわめてイタリア的な *Corporazione* に、サンディカリズムのイタリア的観念を回復させた。……近代的な、生産と市民生活の発展に相応しい意味を協同体 *Corporazione* に与えるのはわれわれの任務である」^⑭。更にロツソーニは協同体の起源をローマにもってきて、古代ローマはイタリア的であるとし、その栄光の再生はイタリアの偉大さであるとする。「経済的組織をつくり始めようとした時、われわれは……一つの言葉、純粹にイタリアの本質、ファッショ・リットーリオ、すなわち協同体を蘇生させた。ファッショ・リットーリオローマの偉大さ、協同体Ⅱわれわれの生産活動の総合」^⑮。

そしてロツソーニはサンディカリズムのナショナルな資格はローマ的な意味で、拡張的で帝国主義的精神であるとする^⑯。他方、彼はまた戦前の合衆国の体験でもって、イタリアは強力である必要を強調する。国外でのイタリアのプロレタリアートは二重に搾取され、軽蔑されている。というのもプロレタリアであり、イタリア人であるからだ。そこから一方で『祖国は否定されるのではなく、獲得されるものである』というスローガンを一五年に自らの機関紙に掲げ、階級のナショナルイズム (*Nazionalismo di classe*) を説いたとする^⑰。他方イタリアは人口過剰であり、やむをえず職を求めて国外に赴かねばならないが、国外における彼らの労働と権利を尊重させるためにも強力な政府の保護が必要であると^⑱。

このように、サンディカリズムのナショナルな論理は、古代ローマの「神話」と移民という現象に媒介されて、イタリアの対外膨張の論理に結びつけられる。ここに労働・生産Ⅱイタリア国民の偉大さⅡ対外拡大という図式が、ファシスト・サンディカリズムの組織機構、協同体を媒介にして描き出される。そしてこの図式により成り立つ国家とは「強力国家」のイメージである。

左翼的な一九年綱領を棄て、経済界との接近を追究していったムッソリーニは、経済的自由主義をファシズムの経済政策の基礎に据えるに至ったが、それはローマ進軍を目前にした二〇年九月二〇日のウーディネ演説の中の言葉「われわれは国家からその一切の経済的屬性を取り除きたいと思う。鉄道国家、郵便国家、保険国家で十分である」に要約されてい

る。それはまさしくこの時期、経済界の希求する国家、国内では社会秩序の維持に限定され、対外的には帝国主義的拡大を目指すという「強力国家」「非経済的、政治的国家」であり、ファシスト・サンディカリズムは、階級協調による生産秩序の維持、生産の増大という機能をもってそれを支えるのである。その限りではファシスト・サンディカリズムは経済界にとっても歓迎すべきものであった。

だが現実にはすでにみたように、雇用主側は賃金引き下げにみてとれるように、階級協力を自己の利益となるように利用し、そのことを二三年六月の協同体全国協議会で、その指導者の一人A・カサリーニは、ファシスト・サンディカリストは自発的にストや生産サボタージュの手段を放棄したにもかかわらず、雇用主のエゴイズムの前に武装解除され、無能になっていると、階級協調の一方通行を、認めざるをえなかった。^④こうしてローマ進軍以後も、ファシストの指導になるストが各地に散発する。ファシスト組合は加盟者に、新しい条件を保障するよりも、雇用主の攻勢の前に、旧来の左翼系組合による獲得物の防衛に追い込まれ、綱領は空文化し、「後衛」の役割しか演ずることができず、まさに抽象的理想は現実の利害と衝突していたのである。賃金切り下げ、インフレによる労働者の生活悪化、とりわけ工業部門での赤色組織に対抗するため、そしてなによりもファシスト・サンディカリズムの説く大義を、それに無理解を示している工業家に対して押しつけるためにも、具体的な戦術の練り上げの必要にせまられる。

それが二三年初めにロッソリーニの提起する「統合組合」のテーゼである。その原則は、企業家、技術者、労働者がそれぞれ自己の組合を所有しながら、当該協同体指導部に代表を送り、その統制に服するというものであり、^⑤「それは様々なカテゴリーや専門における区別を維持しつつ、全てが同一の目的のために参加する一定部門の生産の全要素の統一である」。^⑥直接のねらいは、雇用主と労働者を同一の組織体系に組み込み、雇用主を強制的にファシスト化し、それによって非ファシスト系組織を排除し、労働協約締結権の独占を確保するというものである。

だが、これは当然にも雇用主側の敵しい抵抗と反撥に遭遇する。一方ムッソリーニとしては、自己の政権への信任投票

ともいうべき二四年四月の総選挙をひかえて、経済界との摩擦を起すことは欲しない。こうして二三年一月二一日、ムッソリーニの議長のもとに、協同体総同盟、工業総同盟双方の代表の間でキジ宮協定が締結される。それは協同体、工業家双方の組織の自立に基づく協力を確認したもので、統合組合の実際面における挫折を記したものであった。

それでは工業家をしてファシスト組合に頑強に反対せしめた理由は何か。まずファシズム自体の方向のあいまいなこの時期には、ファシズムとの一体化、「運命共同体」の形成は望んでいないこと、数度の工場内部委員会選挙結果が示しているように、工場内ではファシストの浸透力は弱く、左翼系組織の影響力が依然として強いこと、従ってファシストの要求するファシスト組合のみに排他的代表を認めることはできない、それを認めた場合には、それを通じて政府、国家が生産過程、経済過程に介入することを意味し、経済的自由主義の立場からいっても受諾できない。また工場内での組合の複数制は「分割し、統合する」という古来からの原則に照らしても好ましいものであるということである。

そのような事態の前に、ファシスト・サンディカリストは別の戦略を採用する。組合の義務的承認、つまり組合の国家機関化、集团的労働協約の法的承認と争議調停機関としての労働裁判所の設置である。それは、組合が法的承認によって法人となり、雇用主の抵抗を抑圧するというものであるが、この国家機関化の方向は、組合と国家の関係、ファシズム国家とは何かというファシズム国家論の根本問題に深く関わり、ローマ進軍以前から論じられてきた問題であって、早急に結論の出る性格のものではなく、そのためそれと平行して、緊急に着手すべき問題の解決策として、集团的労働協約の法的承認と労働裁判所が提起される。労働協約の法的承認は、非ファシスト系組合との協約関係の維持、協同体との全国協約の締結を欲しないこと等に示されている、ファシスト・サンディカリズムの大義を理解しようとしないう工業家を法的規制でもって屈服させることである。

二四年四月の総選挙まで、比較的平穏であった情勢も、それ以降厳しいものとなり、そこで妥協の道を探るため、二四年五月一日、キジ宮協定で定められた工業家と協同体との合同委員会が、工業総同盟の要請により召集され、階級協調

の原則に基づき労働協約を規則化することの必要性、それぞれの工業家連盟と協同体との間に労働協約の締結を委任することが、原則路線として確認された。だがこの適用は、加盟各組織にはかることなく現行協定の改訂を行なう義務を工業家の代表は帯びていないとして延期される。そしてその代償に「国民の規律と偉大さを創造するという目的で、工業と組織された労働との代表を、一切の効果のもとに、承認する」義務を負うとされた。^②

しかしながら、工業家は旧来の赤色組織との協約を依然として維持しているというのが、現実であった。そこで五月二三日に開催された協同体全国協議会は義務的組合、集団協約、労働裁判所の設置の要求という書記局のテーゼを確認し、この全国協議会の決議と前記合同委員会の了解をもとにして、協同体は織物工、金属機械工の集団協約の締結を掲げて、行動に移る。六月八日R・ラツァはF I O Mを排除した、金属機械工の全国協約の具体的要求を『ポーポロ・ディタリア』に掲げる。^③

だが、六月十日、情勢が激変する。マッテオッティの誘拐事件の発生である。ファシズム総体が批判にさらされ、危機的状況に陥る。ファシスト組合も例外ではなく、もともと工業部門には支持者が少ないという事情に加えて、C G Lの巻き返しの前に更に苦境に追いこまれ、下部ははつきりと急進化し、指導部も一時的に階級闘争への路線転換をはかる。その方針はムッソリーニ、大評議会、党も支持するに至る。

トリノの組合指導者バニヤスコの工業家批判の「請願書」に対するムッソリーニの回答「もし工業家が労働者の道徳的、経済的条件を改善しないということが明白であれば、労働者は自己のために行動する権利を所有するであろう。もし工業家が階級協力を拒絶すれば、他の手段を追究する必要がある」。^④ またナボリの県知事あて電報（七月一七日）「特に現下の時期においては勤労者階級の正当な利害の擁護のため、可能なる限界内で協同体を助けられたし」。^⑤ また七月二二日―二三日の大評議会でムッソリーニは①協同体が法的に承認され、国家の力として称揚されるべき諸制度の維持、②勤労者の道徳的条件の向上、③利益の公正な分配、という三つの任務をファシスト・サンディカリズムに委ねる。^⑥ 二四日には大評

議会は「イタリア人へのメッセージ」を発し、その中で「協同体の指導下に現在、組合争議に関係している勤労者に激しいシンパシーを表明」^⑤する。八月二七日、新たに任命された党の新指導部は「国における分解を避けるため……勤労する大衆に向う」必要をうたった就任宣言を発する^⑥。

これら一連の措置は、それまでくすぶっていた争議を鼓舞することとなり、こうしてヴァルダルノの亜炭鉱のスト、カッラーラの大理石採掘工のスト^⑦、サルデーニャの鉱夫のストをはじめとして、各地にファシストの指導になるストが勃発する^⑧。その頂点に位置するのが本稿で対象とする三月の金属機械工のストであった。

ところで組織的危機にみまわれたファシスト・サンディカリストの戦術は、一方で「左への逃亡」をもって組合員の旧組織への逆流を阻止し、他方、その間に情勢の平静化につれて、この現象が永久に不可能となる立法措置を講ずることであった^⑨。具体的には、組合の法的承認により労働協約締結権の独占と非ファシスト系組合の排除、そして労働協約の立法化であり、七月二日協同体全国指導部は、その「具体的法案」を準備するための委員会の設置を議会に要求する提案を採択する^⑩。

- ① Rosario Romeo, *Breve storia della grande industria in Italia*, Bologna 1963; Salvatore La Francesca, *La politica economica del fascismo*, Bari 1972; Piero Melograni, *Gli industriali e Mussolini*, Milano 1972.

② (指標はいずれも1913=100)

年	名目賃金	生活費	実質賃金
1922	512.1	414.3	123.6
1923	478.0	411.9	116.0
1924	480.2	426.4	112.6
1925	535.6	479.0	111.8

Cesare Vaneetelli, "Occupazione e salari dal 1861 al 1961", in *L'economia italiana dal 1861 al 1961*, pp. 570-1, cit., da Shepard B. Clough, *The economic history of modern Italy*, New York and London, 1964, p. 383.

- ③ 二年——二五年における各産業部門の賃金切り下げは次の通り
織物 一五——一八%、機械 一五——二〇%、
化学 一五——二五%、建築 一八——二〇%、
手織物 二〇——二五%、食糧 二〇——三〇%
Da F. Cordova, *op. cit.*, p. 244.

④ 二〇年二二〇万、二三年二七万、二四年末四五万人 (*Ibid.*, pp. 173, 354)。FIOMは二〇年の一五万から二三年には三万三千 (*Ibid.*, pp. 291-2)。だがトリファッチイによれば「階級的組合にはより前進的な労働者が残っており、組織の骨格が残っていた。ファシスト組合に移行した大衆もCGLに指導を続けられている。たとえばFIOMに残った金属機械工は一万であるが、この一万人は、もはやポケットにC

この加盟証を所有してゐないといふ、なほその指導に従つて他のすべての金属機械工に広範な影響力を保有してゐる中核を形成してゐる」(P. Togliatti, *op. cit.*, pp. 85-6)。このことは工場内部委員会選挙結果から明かされてゐる。 Cf. F. Cordova, *op. cit.*, pp. 203 n. 82, 292, 345 n. 226, 355-6, 457 n. 201。なお拙稿「ファシスト組合について——その運動史的変遷をめぐって——」『イタリア学雑誌』第二四号(一九七六年参照)。

- ⑥ F. Cordova, *op. cit.*, p. 246. 別内訳は p. 331 n. 55.
- ⑥ Adriane Landuyt, *Le sinistre e l'autentico*, Milano 1973, p. 352.
- ⑦ Edoardo Malusardi, *Elementi di storia del sindacalismo fascista*, Lanciano 1938, pp. 44-5.
- ⑧ R. De Felice, *Mussolini* I, p. 757.
- ⑧ E. Malusardi, *op. cit.*, pp. 46-7.
- ⑨ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 110-1.
- ⑪ Edmondo Rossoni, *Le idee della ricostruzione. Discorsi sul sindacalismo*, Firenze 1923, pp. 63-4.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 29-30.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 39-40.
- ⑭ 更に続けて「われわれの帝国主義は創造力に、労働とイタリア人の天性の文明的な征服にある」と述べてゐる。 *Ibid.*, p. 32.
- ⑮ *Ibid.*, p. 10.
- ⑯ *Ibid.*, p. 69 「一九二二年に北アメリカでイタリア人労働者を組織した時、私は、祖国から遠く離れて、勤労者だけでなくイタリア人をも擁護しなければならなかったので、階級のナショナリズムをつくりあげることが絶対必要であると感した」。
- ⑰ *Ibid.*, pp. 56, 61.
- ⑱ *Opera omnia* di Benito Mussolini, a cura di E. e D. Susmel,

35 voll, Firenze 1951-63 (以下 *Opera omnia*), vol. XVIII, p. 419.

⑲ Vittorio Foa, "Le strutture economiche e la politica economica del regime fascista," in *Fascismo e antifascismo*, Milano 1962, p. 270.

R. De Felice, *Mussolini* I, p. 332.

⑳ F. Cordova, *op. cit.*, p. 162.

㉑ *Ibid.*, pp. 137 sgg. cf. Giulio Aquila, *Der Faschismus in Italien*, Hamburg 1923, in *Il fascismo e partiti politici italiani*, a cura di R. De Felice, 1966, pp. 421 sgg.

㉒ F. Cordova, *op. cit.*, p. 140.

㉓ 「あなた方は混合組合、つまり同一組合に企業家、職員、技術者、労働者を一緒にするというのは本当ですか、私は答えた「正確にはそうではない、われわれが、同じ組合に労働者と雇用主、職員と技術者をいたまぜに一緒にするというのは真実ではない。われわれは一定の産業、一定の活動部門を区別する。たとえば、農民組合、プラッチヤンテ組合、土地所有主組合、借地農組合と、全て異なった機構であり、それから各カテゴリーは、協力と農業問題の研究の恒久的機関をなす協同体の指導部に代表を所有する。商業、工業等々においてもそうである」と E. Rossoni, *op. cit.*, p. 42.

㉔ *Ibid.*, p. 63.

㉕ 出席者はムッソリーニの外、政府関係では国民経済相コルビーノ、次官セルビエーリ、総理府次官アチェルボ、党指導部関係ではジュンタ・C・ロッシ、マラヴィーリア、協同体関係では書記長ロッソニー、クチーニ、カサリーニ、ラッツァ、ベッツォーリ、チャルディ、ルジニョーリ、マルサルディ、バニヤスコ、ビッファーニ外五名、工業総同盟関係では総裁ベンニ、書記長オリヴェッティ、アニエッリ(FIAT)、オデーロ(製鉄)、ジノリー、マッツイーニ(FIAT)、タルジエット(毛織物)、パローディ(火柴製造)、ビレッリ(コレッ

- リ・グループ(会誌)「モノンディ(製粉業)」、ハレンティ、ヤラッタ外十六名。E. Malusardi, *op. cit.*, pp. 76-7; Ernesto Rossi, *Padrone del vapore e fascismo*, Bari 1966, p. 149. なお協定本文は Alberto Aquarone, *L'organizzazione dello stato totalitario*, Torino 1965, pp. 435-6; Cindio Schwarzenberg, *Il sindacalismo fascista*, Milano 1972, pp. 89-90.
- ②③ 一九二五年四月の協同体全国協議会でのロッソーニの言葉「有名な『分割し、統治する』。工業家はすばらしい政治を行なっている。信じてくれ」F. Cordova, *op. cit.*, p. 401.
- ②④ P. Melograni, *op. cit.*, pp. 52 sgg; Mario Abrate, *La lotta sindacale nella industrializzazione in Italia 1906-1926*, Milano 1967, pp. 375-8. 前掲拙稿「ロッソーニ組合じい」第二章②。
- ②⑤ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 158-64, 247-60; cf. Bruno Uva, *Come non nacque il sindacalismo fascista. Idee del primo fascismo e progetti corporativi dal 1922 al 1925*, in «Rivista di Studi Salernitani», gennaio-giugno 1970. ロッソーニ国家構築の模索は一方では「組合—国家」を軸になされるが、これは本稿の主題からそれるため別稿に譲る。ただここで確認しておきたい点を、マシント・サンディカリストはほとんど元革命的サンディカリストであり、その国家論は組合国家の方向であり、それに対してマシント・ナリストはそれとて個人を前提にしているとして反対。またロッソーニも自己の権力を制約するような組合国家、自律的サンディカリズムの方向には強く反対し、結局は国家の組合に対する支配をもって終る。従って組合の国家機関化も主体から客体へと、組合と国家の関係も事件と時の経過とともに意味内容が逆転してしまっている。
- ②⑥ F. Cordova, *op. cit.*, p. 263.
- ②⑦ この全国協議会では二つの傾向が討論の過程で出現した。一つはマシント・オクチャーニを中心として、ロッソーニ、ラッファ、カサリニの参加したグループで、義務的な唯一の組合、集团的労働協約を要求。他方はマシナスコ、マルサルディのグループで、何人かの県連書記を支持。その主張は工業家に対する直接行動をせよものである。マルサルディは「工業総同盟と協同体との関係について次のように述べる。『表面的には良好。理論的にはローマで両組織の指導者の間、協力がつくられてゐる。しかし県においては本質的には関係は至る所で悪く、ほとんど至る所で協同体は工業家により阻止されている』」。*Ibid.*, pp. 263-6.
- ②⑧ *Ibid.*, pp. 266-7.
- ②⑨ B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XXI, p. 19; F. Cordova, *op. cit.*, p. 273; F. Melograni, *op. cit.*, pp. 99-100.
- ②⑩ F. Cordova, *op. cit.*, p. 273.
- ②⑪ PNF, *Il Gran consiglio nei primi dieci anni dell'era fascista*, Roma 1933, p. 149 (註— *Il Gran consiglio*)
- ②⑫ *Ibid.*, p. 155.
- ②⑬ F. Cordova, *op. cit.*, p. 273.
- ②⑭ *Ibid.*, pp. 278-83; Adrian Lyttelton, *La conquista del potere. Il fascismo dal 1919 al 1929*, Bari 1974, pp. 503-5.
- ②⑮ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 317-21.
- ②⑯ *Ibid.*, pp. 301-3; Salvatore Scchi, *Dopoguerra e fascismo in Sardegna*, Torino 1969, pp. 472-4.
- ②⑰ 他をくみこみ F. Cordova, *op. cit.*, p. 337 n. 141.
- ②⑱ *Ibid.*, p. 273.
- ②⑲ *Ibid.*, p. 336 n. 131.

(二) ストの前身

二四年五月の協同体全国協議会で、ムッソリーニは、ファシスト・サンディカリズムは農村では満足すべきものであるが、都市での労働者の情勢は「諸君に注意を呼び起すデリケートな点」である^①と、事の重大さを認めていたが、前記ラツアの要求項目の発表と、マッテオッティ事件後の情勢に媒介されて、ミラノ金属機械工連盟は、七月二四日ロンバルディア工業家団体に覚書を送り、こうして二五年三月に頂点に達する金属機械工の争議の長い前史が開始される。ファシストの要求点を列挙すれば、物価への賃金の上積み、最低賃金、出来高賃金の規則化^②、八時間労働法の適用^③、その結果特別労働、夜間労働時間の俸給表の制定、有給休暇の規則化、内部委員会の廃止と企業と協同体の管理下に任命される工場信託者に取って替えること。そして最低賃金に関して、以下の具体的要求を提案する。第一カテゴリーの熟練工は時間給二・五〇—二・四〇リラ、補助労働者、見習い、及び婦人一・八〇リラ、特別な職務のマノヴァーレ二・〇〇リラ、普通のマノヴァーレ一・八〇リラ。それに対してF I O Mも八月初め、アナルコ・サンディカリスト系のU I L（イタリア労働連合）の金属機械工組合も加わって、その覚書を提出する^④。基本的にはファシスト組合とF I O Mの要求との間には相違はなく、そのことはファシストがF I O Mを排除して、全国協約の独占的締結権の獲得を意図したものであった。

工業家は協同体、F I O M双方と交渉をもつが、二四年の最初の五カ月間にトリノの九つの内部委員の選挙結果（全体でF I O M八、〇六〇票、八一％、協同体一、五〇〇票、一五％^⑤）がファシストの弱さを明瞭に示しているため、ファシストとの独占的な協約締結には難色を示し、交渉は行きづまる。九月一八日、ラツアとミラノ金属機械工ファシスト組合の書記N・クッツェーリは生活手当についての了解は可能であるが、最低賃金に関しては未だ一致に達していないことを明らかにし、ラツアはストの可能性を示唆する^⑥。だが工業家は九月二九日突然、協同体と協定を締結する。その内容は、最低賃金は拒否、その他の問題は将来の検討に委ね、時間あたり各カテゴリーに従って五—二〇チェンテジモ（日給にして〇・四〇リラー—一・六〇リラ）の賃上げのみを承認、継続期間は一年というもので、ファシスト側の要求とも大

く隔っていた。^⑨ そのことは、自ら労働者の不満をなだめるために十月初めミラノに赴いたことに示されているように、ムッソリーニの介入によってであった。^⑩ またファシストとの独占的協約を欲していなかった工業家も、自己の要望が容れられたことに満足したものと想像される。

他方、F I O Mは十月二日の交渉で、その協定が協同体加盟者にのみか、全てに効力を保有するものかどうか問うたのに対して、工業家は全てに有効と回答、そこでF I O Mはその協定を労働者が承諾するか否かを問うために全員投票にかけることを要求したが、拒絶され、自らその投票を実施する。^⑪ 結果は、統一社会党の機関紙『ジュステツィア』（十月一日）によれば、ミラノ市、及び県の全工場で反対二万五千票、賛成二五〇票、また工業家に近い新聞『ジョルナーレ・ディタリア』（十月二三日）によれば反対一万一千三百、賛成一一四と、いずれにしても金属機械工の圧倒的多数はファシストの協定を否認した。

F I O Mの闘争には、U I Lの外、カトリック系のS N O M、アナーキスト系のU S Iも参加して、こうして労働者レヴェルでは反ファシスト統一戦線が形成され、^⑫ また政治的局面においてもファシストは苦境にあるという好条件のもとにありながら、F I O Mは「九月から二月までの五カ月間、いかなるストも宣言しない」。^⑬ F I O Mのこの行動を支えていた思想は、C G Lのそれともつながるものであるが、アヴェンティノ派の合法主義であり、問題を政治化せずにあくまでも組合的枠内で解決せんとしたことである。その故にまた、他の争議と合流させて広範な反ファシズム運動と結合させるという共産党の主張を拒絶したのであり、ストを組合的枠内にとじこめるという姿勢はその後も貫かれる。^⑭

他方、ファシスト協同体の側でも、協定に対する不満は強く、一月二四日に開催された協同体第二回大会では指導部は激しい下部からのつきあげに^⑮、大会はきわめて混乱したものとなる。この時期のファシスト・サンディカリズムの混乱と苦悩は次のようなムッソリーニのきわめてプラグマティックな対応を示している演説が象徴している。「諸君は、ファシスト・サンディカリズムが階級主義でも、反階級主義でもないため、先決的に何も断言できないということを理解

した。ファシスト・サンディカリズムは今日あるものであり、日々に態度を表明し、政治情勢の現実の条件に答えるべきである。それは協力を受け入れ、理解する個人、グループ、組織を見い出すところでは階級協力主義者であり、それに就いて語ろうとはしない個人、グループ、組織を見い出すところでは階級協力主義者ではない^⑩。これはファシスト・サンディカリズムの理念と現実との敵しい矛盾の再生産を確認したものにはかならない。大会で打ち出された戦術は組合の家への組み込み^⑪、つまり組合の国家機関化であり、国家の庇護下に入ることにより、工業家の抵抗と赤色組織の打倒を目指すという方向である。

その間に、組合レヴェルでは事態は一段と悪化する。協同体とロンバルディア工業家団体との協定はインフレの進行と実質賃金の低下の前に、すぐにその無意味さを暴露することとなる。ミラノの場合を一例として取り上げると、二〇年を一〇〇とした生活費の指数は二四年一月の一四・二〇から二四年九月の一七・三六と三・一六ポイントの上昇に対して、協定の締結された十月は二三・三七、二五年二月には三一・四八と八・一一ポイントの急上昇を示している^⑫。ファシストの協定に圧倒的な拒絶を示した労働者は二四年一月にロンバルディアとピエモンテの工場での内部委員会更新選挙でF I O Mの候補に票を投じる。モンザのロンバルディア機械工場では投票数三三二票、F I O M三一〇票、トリノのランチャF I O M八三二票、ファシスト一四票、ランチャ車輛工場F I O M二九三票、ファシスト三〇票、トリノのディアット工場投票数三三九、F I O M三一三^⑬。

こうした事態の成り行きのもとで、二五年一月三〇日F I O Mのロンバルディア支部は、共産派の全国ゼネストの要求を拒否し、あらためて労働条件の改善を求めた書簡を工業家に送る^⑭。それに対してファシストの側は、自信を回復した一月三日のムッソリーニの下院演説に鼓舞され、ファシズムの大義に理解を示さない工業家への圧力の強化と、体制の立て直しに着手する。一月八日協同体と党の指導部の会議で、組合情勢を検討し、勤労者階級の価値づけのための協同のインシアティブと、国民の精神生活と利害へ完全に組み込むための方策が検討され、一月二三日の大評議会の決議にそれは受

けつがれる。

それは前提において「組合活動がファシスト運動と理念の完全な一部であることを確認し、国民的目標へのその有効性を確認する」とし、ファシスト組合が次の三点を実現したとする、(a)国民の現実と使命感のもとに勤労人民の「重要な中核」を獲得し、敵のサンディカリズムにその反愛国主義的テーゼを修正せしめた、(b)賃金競争において、生産の現象を考慮して、資本の任務を否定することなく、労働の防衛という「特別な任務」を明らかにして、その機能を高めた、(c)第一次資源と資本主義的準備の欠如し、人的資源に富んでいるイタリア国民は組合規律のなかに、その拡大の必須の基礎を見出し出している。その一方、ファシスト・サンディカリズムの「国民的展望」に無理解を示している雇用主グループに対して、「経済闘争」に訴えることの必要性を排除しないことを承認し、「国民的組合運動の規律のとのった運動を保障するため」「国民的統一の基盤に立つ組合活動が、国家の制度と役人達 (Istituti e funzionari dello Stato) のもとに調和的対応を見い出すことが不可欠であると認め」「組織されている経済勢力の国家生活への組み込みの問題解決が基本である」と考える^②。

要するに、こうして打ち出された方向は、ファシズムの危機克服と安定化への歩みを前にして、なおファシスト・サンディカリズムの国民的大義を容れない工業家に更なる攻勢を加え、ファシズムに組み込み、赤色組織を打倒するというものである。

こうして、FIOMと同じ日に、ラツツァは『ポーポロ・ディタリア』（一月三〇日）で「九月の協定により獲得された賃金の改善は……現在では賃金の獲得能力の効果を無にされるに至っている」とし、ロンバルディアの協同体の代表達の討論の結果、賃金の改訂の要求を工業家に提出することが決定されたことを報じた^③。

今度は工業家は、二月十日一方的に男子には日給にして一・二〇リラ、婦人及び一八歳未満の男子には〇・八〇リラの特別手当の上積みを決する^④。ロンバルディア工業家団体の書記リベラーニによれば、これは政府の指導に鼓舞されたも

のとされたが、二月一四日ファシスト機械工組合の州指導部は下部からのつき上げにより、拒否、抵抗手段の選択を県の指導者に委ねることを決定し、二月二八日には協同体は自ら調印した有効期間一年の九月の協定の改訂を要求するに至る。^⑤ FIO Mは、ミラノでの機械工組合指導者の集会で、その上積みも生活費騰貴に見合わないとして拒絶したが、待機主義をとり、具体的な行動提起はおこなわない。

- ① B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XX, p. 278.
- ② F. Cordova, *op. cit.*, pp. 289-90.
- ③ 出来高払 (cottimo) 制は金属機械工の間に広範に普及している報酬制度であり、その実際にいっさい cf. Bruno Uva, *Gli scioperi dei metalmeccanici italiani dal marzo 1925*, in *Storia contemporanea*, Anno 1, n. 4, 1970, p. 1017. (以下 *Gli scioperi*.)
- ④ 八時間労働制は一九二〇年のワシントン国際会議の決定を受けて、一三年三月一五日ムッソリーニ政府が政令をもって公布した。F. Cordova, *op. cit.*, pp. 129-31; E. Malusardi, *op. cit.*, pp. 60-1. そしてムッソリーニは「イタリアは、国法に八時間労働制をもった最初の国の一つである。イタリアは、ワシントンの一切の社会協定を承認した最初の国である」とサン・セポルトロ広場の戦闘ファシンの創設五周年記念集会で述べた (B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XX, p. 209). たがそれは様々な例外規定がもうけられ、ほとんど無意味なものと化していた。ロッソニーは二年九月の演説で次のように述べたが、それは八時間労働法についてのファシストの姿勢をよく示している。「ファシスト党と国民的組合は絶対に尊重したことを思っている八時間労働法を要求して、労働者は六時間、五時間、あるいは四時間ではなく、八時間有効に労働することを意図すべきである。」E. Rostoni, *op. cit.*, p. 19. いずれにしても、要求項目の一つにファシスト組合自身がいられているという事実は、その実効の無さをおのずと語っている。
- ⑤ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 290-1.
- ⑥ *Ibid.*, p. 292.
- ⑦ 二四年五月の協同体全国協議会でムッソリーニは「あらゆる色あいの社会主義者にとって、階級闘争は規則であり、一方われわれにとっては例外である。階級協力は彼らにとって例外であり、われわれにとっては規則である。ファシスト組合がストを行なったということを読む時、私は決してあわづなう」と述べている。B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XX, p. 279.
- ⑧ F. Cordova, *op. cit.*, p. 296.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 296-7; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1016.
- ⑩ B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XXI, pp 87-107; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 297-8.
- ⑪ *Ibid.*, p. 299; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1018.
- ⑫ F. Cordova, *op. cit.*, p. 344 n. 218.
- ⑬ *Ibid.*, p. 299; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1019.
- ⑭ *Ibid.*, p. 1019.
- ⑮ アヴェンティノ派の合法主義とは、立憲的枠内での危機の解決、つまり国王の介入によるムッソリーニの解任であり、そのため国王を

驚かせるものとして大衆動員は回避するところであり、それはまた「二三年八月の「合法セネスト」の敗北から得た教訓を要した」(*Ibid.*, p. 1019; A. Landuyt, *op. cit.*, pp. 141, 385)。またこの「FIO Mの改良派幹部達の反ファシスト行動に対する消極さは、ムッソリーニの構想していた「ファシスト組合だけでなく、広くCGILも含めた「労働党」(Partito del lavoro)の樹立に好意を示していたという事実にも負っている。R. De Felice, *Mussolini I*, pp. 380 sgg; cf. A. Lyttleton, *op. cit.*, pp. 371 sgg. ところが「FIO Mは「ファシスト」になり、遂に批判を免れなくなったにもかかわらず」(F. Cordova, *op. cit.*, pp. 176-7)。二四年十二月のCGILの全国大会においても再確認される(*Ibid.*, p. 321)。

⑩ 最後の演説者「チャーニ」は党歌「ジョヴィネッパ」にちなぎられ発言不能となる。*Ibid.*, p. 316. 県指導者の自律主義に関しは A. Aquarone, *op. cit.*, p. 120 n. 1.

⑪ ロバドヴァによればこの演説は三四—三九年に出版されたムッソリーニの著作集には集録されていない(F. Cordova, *op. cit.*, p. 350 n. 265)。B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XXI, pp. 186-8.

二 ストの経過

(一) フレシア

金属機械工のストは、前記二月一四日の決定により行動の自由を得た、ファシスト県連と組合連盟の書記で下院議員、後にファリナッチをついで党書記長となるアウグスト・トゥラーティの指導下に、まずフレシアで口火が切られる。

ブレシアの特徴は小企業が多く、ファシストの影響力が例外的に強いこと、^①労働評議会が解散させられて、FIO Mの

⑧ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 312-17, 348 n. 262.

⑨ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1023.

⑩ また一月一七日のRAではFIO M三十四票、ファシスト五〇票、FIO Mが代議員全員獲得。同日のガッローネ製練所でも全候補者当選。二日ネビオロでは五人のうち四人、二月のゼニス・カーバイド工場、アンサルド自動車工場、FIAT・チーリヤ街工場、フレンツ・車輻工場でも勝利を収める。B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1023; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 345 n. 226, 355-6. ユニオンの織物工場での結果は *Ibid.*, p. 443, n. 9.

⑪ FIO Mの書簡は「Unità」, 30 gennaio 1925 (Feltrinelli Reprint, 1966)。

⑫ F. Cordova, *op. cit.*, p. 353.

⑬ PNF, *Il Gran consiglio*, pp. 179-80.

⑭ F. Cordova, *op. cit.*, p. 358.

⑮ *Ibid.*, p. 358; B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1019-20.

⑯ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 358-9; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1021.

勢力が弱体であること、だが労働者は雇用主と彼らの権利の擁護のために闘っているファシスト組合に結集していることである。^②そしてストの背景としては、この時期の生活費の増大はミラノに比して急激であるという事実が指摘できる。^③

ストの直接の引き金となるのは県で最大の企業フランキ・グレゴリーニでの争議である。この企業は二一年、二二年と二度にわたり合計一六%の賃下げを行ない、景気の回復にともなって、二三年に、保留されていた労働者の五〇%を二一年に比べても劣る条件で採用、また二四年九月の協定はロンバルディア工業家団体に加盟していないという口実で適用を拒否、その代りに二五年一月に協定の一・六〇リラに対して一・二〇リラの生活手当を決定した。^④それは存在しない内部委員会との協定になるという会社側の主張によって、ファシスト側は態度を一層硬化させる。^⑤

こうした事態の緊迫下に、トゥラーティは二月八日、ロンバルディア工業家団体に加盟、未加盟を問わず、ブレシア県の全工業家に書簡を送り、ミラノを例に賃金の改訂を要求する。^⑥そして一九日の内相フェデルゾーニあて電報で工業家は回答を拒絶したこと、それで「ファシスト労組の精神の緊張はきわめて重大である。今週中に問題が解決されない場合には重大な争議が予見される」^⑦と事態の重大さとその責任が工業家にあることを告げる。だが工業家の姿勢は政府に支持されていると信じているが故に、非妥協的であり、二月十日の譲歩以上に一步も譲らず、交渉は暗礁に乗り上げ、決裂する。こうして三月二日、スト突入が決定される。スト参加者は第一日目、トゥラーティによれば六千人、県知事によれば四千人。五日には約五千五百人、七日には八千人となる。^⑧

トゥラーティは三日朝の集会で「労働者組織は双方間のいかなる討論もなしに引き上げが決定されることを認めることはできない」と宣言、^⑨またF・スカルヴァイネッリのムッソリーニあて電報はファシスト側の意図を更にはっきりと示している。「物価高に相応しい譲歩の交渉で工業家の拒否に直面し、工場の放棄を余儀なくされた六千のブレシアの金属機械工を閣下は信じ、祖国の旗のまわりに結集したブレシアの勤労者によって闘われている大義は正當なものと閣下は感じられるでしょう」^⑩。ここにファシストの意図が、経済的という以上に、きわめて政治的であるということが読みとれる。ス

トは表面的にはファシストの要求を工業家側が拒否したからではあるが、本質的には工業家側の一方的な手当の引き上げに見られるファシスト組合の無視、ひいてはその役割に対する無理解に向けられたものである。それと共に、F I O Mの「破壊主義者」のストとは異なっていることを明らかにするため、四日の集会でトゥラーティは協同体総同盟の書記長ロッソーニ、金属協同体副書記ラッツァ、更にはミラノの諸組合の連帯電報を読み上げ、七日の『ポーポロ・ディ・ブレシア』は党書記長ファリナッチも支持していることを報じる。^⑩

だが、協同体、工業家との数度の交渉にもかかわらず、八日のミラノ県知事のムッソリーニあて電報は、「組合協同体を指導しているトゥラーティは、一・二〇リラから二・五〇リラに減額可能な三・五〇リラを要求し、一方工業家は一・二〇リラ以上の引き上げは欲していない」^⑪と双方の非妥協的態度による解決の困難さを訴えている。

だがストはブレシアに限定されているだけであれば、それほど重大なものとはならないが、しかし情勢はミラノ、トリノ、トリエステ等でも緊迫化しており、長引けば他部門へも波及は必至であった。^⑫そこでムッソリーニは、八日ブレシア県知事に打電し、スト支援に赴くロッソーニにブレーキをかけるよう要請するが、ロッソーニは、それを無視し、無条件降伏は不可能と県知事に語り、そしてブレシアの労働者に向って「ファシスト革命はブルジョワのサイフを肥らせるため、工業家を富ませるためではなく、イタリアに平穏さと安寧を与えるためになされた」と工業家のファシスト革命に対する無理解を批難し、「もし和解に達しないとすれば、私は完全な行動の自由を再び取り上げ、ロンバルディアに全協定の無効を通告するであろう」とストの拡大をもって工業家を威嚇する。^⑬

ブレシア県知事は、十日、八日の交渉で一度提案されたブレシア県のみ賃上げによって局面打開をはかることをムッソリーニに進言するが、事態は、逆に、ロッソーニの通告通りストのミラノへの拡大をもって、全ロンバルディア規模となり、本格的局面へ突入する。

- ① A. Lyttleton, *op. cit.*, p. 509.
② B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1022.

生活費の指数(20年=100)			
年月	ミラノ	ブレシア	
23. 12	113.72	103.59	
24. 1	114.20	105.04	
6	116.41	104.61	
9	117.36	108.79	
10	123.37	112.63	
11	126.24	115.97	
12	128	118.28	
25. 1	129.32	122.11	
2	131.48	123.18	

B. Uva, *Gli scioperi*,
p. 1023.

- ④ *Ibid.*, p. 1024; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 359-60.
⑤ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1024; F. Cordova, *op. cit.*, p. 361.
⑥ *Ibid.*, p. 360.
⑦ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1025, n. 41.
⑧ *Ibid.*, p. 1026; F. Cordova, *op. cit.*, p. 361.
なお左翼の方は、二四年七月以来のファシストによるストを労働者を欺く方便とみなしつゝだ。cf. B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1035; 《Unità》, 4 marzo 1925.
⑨ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1026.
⑩ *Ibid.*, p. 1027, n. 46.
⑪ *Ibid.*, p. 1027.
⑫ F. Cordova, *op. cit.*, p. 361.
⑬ *Ibid.*, pp. 362-3; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1028.

(二) ミ ラ ノ

ミラノでも事態は緊迫の度を増していたが、そこでの端緒となるのはエドアルド・ビアンキ工場での争議である。二月

- ⑭ 八日の総理府次官スアルド・アテ・ブレシア県知事の電報「労働の放棄は、当地で多数である織物工、化学工に拡大するであらう」、また別の電報「目下のところストは県に拡大し、労働者の要求が容れられないのを見ている所では、ゼネ・ストが予想される」。F. Cordova, *op. cit.*, p. 362; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1028.

- ⑮ 「直ちに以下のことを告げられたし。ヴァルダルノとカッラーラで不幸のうちに終結したそれに今や類似しているブレシアのスト情勢に真剣に注意されたし。出口なしの情勢に閉じ込められることを回避する必要がある。とりわけもし、ファシズムがそれに対して最良の闘いに着手した古い社会主義者の有害な習慣に従って、他のカテゴリーにストが拡大される際には、私の意見は、都市産業大衆はまだ大多数がファシズムに順応していないので、ほとんどのあるいは全面的な喪失のもとに最も赤色くこの種の飛躍を行なうことは、無益である」。
Ibid., p. 1028; F. Cordova, *op. cit.*, p. 362.

- ⑯ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1028-9; F. Cordova, *op. cit.*, p. 362.
二日後ロッセニ自身により否定されるが、十一日の『ボーボロ・イタリア』の報ずるところによれば「われわれは企業家の繁栄のため協力する用意があると述べたが、近代のヴィンソンも意図も所有していない工業家達の、そしてその利己的で特殊な目的のために黒シャツ隊をあまりに利用した工業家達の財布を富ませるために協力する用意があるとは述べなかつた」と工業家を激しく攻撃している。B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1029.
⑰ *Ibid.*, p. 1029.

十日ファシスト組合は会社に書簡を送り、日給四・四〇リラの引き上げを要求して交渉に入るが、会社側は賃金はミラノで一番高いこと、またロンバルディア工業家団体の決定を破ることはできないとして要求を却下する。^①そこで三月九日ファシストはスト賛否の投票を実施する。賛成六九二票、反対五〇二票、棄権八一と結果は微妙であったが、一日から労働者は職場を放棄し、他の工場でもそれへの連帯ストが発生、一二日県知事はフェデルゾーニにあて「全体で一万一千の労働者」とストの拡大を打電した。^③

だが、ミラノではブレシアと異なり、F I O Mの影響力は強大である。一日のムッソリーニ、及びフェデルゾーニあて電報で県知事が「ブレシアの争議は、ミラノと他のロンバルディアの諸県に拡大が予見され、ここビアンキ工場での開始は、ブレシアにおけるロッソーニ議員により昨日公然となされた宣言が直接の結果である。F I O Mは今日、新聞紙上でブレシアの機械工に連帯を表明しているので、全ロンバルディアは、ファシスト組合が運動の拡大を追究する時には、これは少なくとも当地では機械工大衆の大部分が結びつけられているF I O Mに主宰されることになるう」と危惧した通り、ストの拡大を前にしてF I O Mも事態を静観していることは不可能で、一日ロンバルディア工業家団体に書簡を送り、協同体の非代表性と全面的な労働条件の改訂を要求して、一二日、回答が得られないため、前年秋F I O Mを中心に、アナーキスト系、カトリック系、共和党系の諸組織をもって結成された組合間委員会は翌日からのスト突入を指令し、ストの目的を四点にわたって明確化する。^⑥

このF I O Mの介入をもって、争議は新たな局面を迎える。県知事は直ちに、一三日以降の、ファシストのそれも含めて、一切の集会の禁止措置を取る。^⑦だがスト参加者は、一二日の一万二千人から、一三日には四万四千人へと増大し、ミラノ県全体に拡大する。^⑧

県知事の懸念した事態の発展を前にして、ラツァは「ストは試みのために、単に午後ビアンキ工場に限定されたが、真実は協同体はミラノではごくわずかな支持者しかもっていないという伝説を暴露するため、最初から一般化させること

が決定されていたことである」^⑨と力の誇示というファシスト側のスト拡大の意図を明言したが、F I O Mの介入は組合代表権をどちらが握るのかという点で、争議全体に必然的に政治的性格を刻印していくことになる。

そのような事態のもとで、ファシスト側は一方ではF I O Mのストとの相違、他方で工業家への圧力の強化をもってファシスト組合とのみによる速やかな協定締結を目指す。

『ポーポロ・ディタリア』（三月一三日）はストは経済闘争における規則ではなく、例外であり、経済生活に害を与えるべきではないとし、またロツソーニは「もはや賃金闘争ではなく、反ファシスト的政治行動が問題である」「全ての者に、とりわけ自己の利害のためにファシズムを利用しようとしている工業家に対して、社会主義者が決して望まず、行なうこともできなかったようなストをわれわれは行なう決意をしているということを示すために、とことんまで行く決意をしている」^⑩と語り、工業家を厳しく批難する。党書記長ファリナッチは一四日、金属機械工のストへのファシスト諸県連の連帯のコミニケを発し、そして「エゴイズム」にとらわれ「汚い政治」を行なっている工業家と「国の運命を真剣に心にとめている」工業家とを区別する。また「わずかばかりの良識があれば、われわれは現在この事態にはいないであろう」と非を、国民的大義を忘れている工業家の良識の欠如に帰した。^⑪

ストの速やかな終結という点では、協同体指導部、党書記長ファリナッチも政府も一致しており、このためムッソリーニの介入により、一三日ローマで協同体と工業総同盟との間にトップ会談が開始される。^⑫それと同時に工業家を力づくで屈服させるため、三月一四日ミラノ・ファッショの本部にトゥラーティ、ラッツァ、ランフランコリ、メランドリ、ジャンパオリ等が出席して、以下の如き内容の最後通牒を作製する。回答期限は一五日正午で①二四年七月の要求にそっての現行の協約の改訂、②生活費の増大に見合う賃金の引き上げ、反対の場合には「全イタリアで完全な活動の自由を再び取る」。そして翌日のミラノ・ファッショの集会で、ラッツァは工業家が妥結に応じない場合には、武力の行使を示唆する。^⑬

その間三月一日、交渉の場がローマからミラノに移され、フェデルゾーニ、グランディ、ファリナッチ、アルナルド・ムッソリーニの出席のもとに妥協に達する。内容は二月に認められた一・二〇リラのほかに、生活手当として二月一日にさか昇って一リラ上積みする、これは三ヶ月毎に改訂されること、その他の要求はムッソリーニの主宰するカテゴリー毎の組合間の協定に委ねるというものである。^⑮賃上げは、ファシストの二・五〇リラの要求に対し、工業家は二・〇〇リラにまで譲歩、最終的には二・二〇リラと双方の中間点で折り合ったものであり、全体としてもファシスト側の要求とはほど遠いが、しかしF I O Mを排除したファシストのみとの協定ということで、組合代表の独占の実質化の要求が貫徹された。その意味でこれはファシスト協同体にとって実を捨て、名を取ったものといえる。そしてその後その一層の実質化と非ファシスト系組合の排除、更には工業家のファシスト・サンディカリズムの大義への組み込みの方向性が追究されることになる。

だが、この妥結に至るにしても、協同体のみでは不可能でフェデルゾーニ、グランディ、ファリナッチ、A・ムッソリーニがローマのムッソリーニと電話連絡をとりつたなされたもので、^⑯争議の最終局面ではムッソリーニの介入が必要であり、このことはファシスト・サンディカリストの自律主義が敗北したことを意味し、逆に政府、党の下に入ることになる。

さて、こうしてファシストは一六日からの労働再開を命じるが、F I O Mは、ファシストとの協定は規則的で完全なものではなく、またファシストの組織は労働者を代表していない、その真の代表はF I O Mであり、F I O Mの排除された協定は無効として、スト続行を指令する。^⑰それに対して県知事はF I O Mの集会の解散、新聞へのコミuniqueの公表の禁止、それを印刷した『コッリエーレ・デッラ・セーラ』、社会党機関紙『アヴァンティ』、改良派の統一社会党機関紙『ジユスティツィア』、共産党機関紙『ウニタ』の押収等の一連の行動規制措置を行なうが、^⑱労働への復帰者はごくわずかで、ミラノの金属機械工の七〇%―七五%は家にとどまっている。

このような事態をファシストは看過することはできない。要求と妥結内容に大きな差があり、それは労働者の権利擁護におけるファシスト組合の無能さ、また労働者も経営者も生産者として、生産の増大と国民の発展に寄与するというファシスト・サンディカリズムの説く大義の無内容さを暴露するものであり、F I O M のスト続行を黙視しておれば、ファシスト組合の敗北は必然である。そこでファリナッチは「F I O M はどうかすきにしまえ。その加盟者は、労働に赴くかあるいはストを継続するか的主人である。だが彼らの争議は政治的性格を保有しないということと十分である。なぜならそのような場合には介入の用意のあるファシズムと政府を見い出すであろう」と武力介入をもって威嚇する。^⑩

そして一八日、F I O M を中心とする組合間委員会は突然スト終結宣言を発する。その理由ははっきりとは示されていないが、ファシストのスト終結後、更に三日間にわたりストが圧倒的に継続されたという事実を示されている旧組織への大衆の忠実さ、ファシストが労働者を現実に代表していない、ということに満足したこと、更には起りうべきファシストのテロへの恐怖である。^⑪ こうしてF I O M は実を取り、名を捨てたが、四点の要求はいずれも容れられなかったという点で、「事実の分野では、九月の協定について二度目の敗北」^⑫を喫したといえる。

① B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1030; F. Cordova, *op. cit.*, p. 363.

② B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1030; F. Cordova, *op. cit.*, p. 363.

③ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1031.

「ファシスト協同体書記ラツツァが、昨日、可能な限り機械工のストを制限すると約束したにもかかわらず、今朝明らかに彼の命令で、いつものやり方で継続することにより、組合労働者部隊は、ビアンキの外、ミラノのロメオ・ナツサン、ウボルディ、ブレダ、ブント、C G E、リーヴァ、ストウキ、ステイグレルで、部分的にはセスト・サン・ジョヴァンニのブレダ、ミラノのミアーニ・エ・シルヴェストリで、完全なストを実現して、主要工場の前に現れた」。

④ *Ibid.*, p. 1031.

⑤ 「前年九月の一致は労働者の大部分により拒絶されて、不十分で妨害物であることが示された。先月に与えられた引き上げは、深刻な不自由という情勢をいやはしなかった。……機械工組合は規則的協定によりその労働条件をとのえる権利を要求する。……もしこの要求が聞き入れられないなら、国はその不可避の結果が誰に属するか判断するであろう」。《Unità》, 12 marzo 1925; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1033 n. 66.

⑥ (1)生活費の増大に見合う賃金の改訂とその定期的修正、(2)最低賃金の制定、(3)二〇年のF I O Mとの協約により定められた特別労働の、そして全体の賃金に基づき計算された割合の復活、(4)退職者、被解雇者の収入全体に基づいた退職手当と休暇手当の拡大。《Unità》, 13

marzo 1925; B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1034-5; F. Cordova, *op. cit.*, p. 366.

⑦ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1034.

⑧ *Ibid.*, p. 1047.

⑨ *Ibid.*, p. 1030.

⑩ *Ibid.*, pp. 1032-3; F. Cordova, *op. cit.*, p. 367.

⑪ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1045. また別の箇所では、

「もし、ファシスト組合の最近の示威運動において、工業家組織が和解的提案を前にして、いかなる犠牲を払ってもわれわれを王手づみにする決意をしている固い非妥協性が示されたと考えれば、また機械工の争議において、スト抜きの良い友好的な了解の可能性がサポーターにされたと考えれば、私は、われわれの組合政策、ファシストの理想の最も敵身的な勢力の一つ……に打撃を与えるという目標をもって冷酷に攻撃された結論せざるをえない……。重要なことは物質的な意味での勝敗ではない、重要なのは国民の様々な経済的集団の提案と方法に対して明確さを獲得することである」(E. p. 104, 13 marzo)。

それに対して「四日『コッリネーレ・デッラ・ギア』は工業界「思慮分別のある者」の代弁者として次のように述べる。

「ファシスト・サンディカリストは大きな熱情をもって、金属機械工業家に対する闘争に身を投じた。このストをその能力、力の崇高な証拠と考え、それで単なる経済闘争を凌いでいる価値を勝利に帰しているように見える。……ファシスト・サンディカリズムが赤色サンディカリズムから区別されたいと示唆している方法は、区別が、当時噴かれていた態度と方法の単純な尖鋭化のなかにのみ表われるべきではない、ということを疑わせる。……闘争の正常な——合法的な——発展からかけ離れるであろう威圧形式に先行しているように見える威嚇的調子がとられた」(R. De Felice, *Mussolini il fascista II. L'Op-*

ganizzazione dello stato fascista 1925-1929, Torino 1968 (L'Espresso) Mussolini II), pp. 92-3. 又上掲論文の 177-178 F. Cordova, *op. cit.*, p. 374.

⑫ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1045; F. Cordova, *op. cit.*, p. 373.

⑬ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1045-6.

⑭ *Ibid.*, p. 1048; F. Cordova, *op. cit.*, p. 374.

⑮ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1049-50; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 377-8.

⑯ 「ファリナッチ議員は、電話室と会議室の間を行き来し、トウチエの考えを伝え、関係会議議長が受け容れらるる信じられる要求を越えなくようにファシストを説得し、譲歩することがどれほど正しいか、工業家を説得するのを奔走した」(E. p. 104, 17 marzo, in B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1049-50; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 377-8).

⑰ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1069; 《Unità》, 17 marzo.

⑱ *Ibid.*, 18 marzo; B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1069.

⑲ 《Unità》, 18 marzo; B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1070-1; F. Cordova, *op. cit.*, p. 380.

⑳ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1051-2.

㉑ F. I. O. M. のスト終結アピールは《Unità》, 19 marzo.

「F. I. O. M. とそれに加盟している組織は、諸君にスト継続を命令し、諸君は規律をもって服した。……その不在のもてのいかなる一致も、実質的には無であるということを示す必要があった、そして諸君はそのことを示した」。

⑳ しばらく後に F. I. O. M. の書記長 B. ボオツィは次のように述べる「協同体の協定が締結されて、抵抗は工業家に対して以上に、政府に対してであったであろう、そしてストの打倒と起ろうべき組織の解散、

あるいはわれわれの側にいかなる可能性も無い長い抵抗、プロレタリア諸新聞の毎日の確実な押取、そして数週間後の消耗による終結、を惹き起したところ」。(Battaglie sindacali, 18 giugno 1925, in F.

Cordova, *op. cit.*, p. 380.

② B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1071.

(三) トリノ

金属機械工のストは、ブレシアからミラノ、そしてトリノ、トリエステ、ジェノヴァ、ナポリ等へとその波動を拡げていく。なかでもその後の結果にとり重要であるのは、トリノのそれである。

トリノのストの特徴は、左翼勢力が強く、ストは他地域と異なりファシストを全く抜きにして展開されたこと、また工場内部委員会の問題を軸になされたことである。

簡単にストの経過を辿ろう。

トリノでは金属機械工の賃金はミラノに比して高く、A M M A (金属機械、類似工業家協会) によれば二四年十月のミラノの平均時間給二・五八リラに対してトリノでは三リラとなっている。② また二四年一二月の工業家と当該工場の内部委員会との協定で、ミラノで生じたような事態は回避された。③ が賃上げ問題は基本的には未解決で、三月一三日F I O Mのトリノ支部指導協議会はロンバルディアの機械工との連帯を決議し、A M M Aに賃金の再検討と州の労働協約の締結を要求する。その根拠は、前年一二月の賃金の改訂もその後の生活費の騰貴で無に帰したこと、各内部委員会毎に結ばれた協約は逆に工場間に格差を生み出したというものである。④

それに対して工業家の対応は、F I O Mであれ、協団体であれ、組合の介入を排除して工場内部委員会と個々に交渉を行なうということで、この点では非妥協的である。⑤ そこで一七日F I O Mは、S N O M、U I Lの参加をもってストを宣言する。⑥ 一五日県知事は「トリノの工場の一部では工業家と労働者との間には相違がなく、だからそれらの工場での起りうべきストはただミラノの同志達への連帯行為として実現されるであろう」と報じ、またトリノの工業家同盟の指導協議

会は①ストはいかなる予告もなしに実施された、②労働の放棄の理由となるような緊急な労働者の要求は存在しない、③最近一致がなされ、工場の大部分において、労組の直接の代表者の完全な同意をもって賃金の改善が与えられたとし、ストは経済的性格のものではなく、ミラノとの連帯という政治的なものと批難する。^⑦

他方ファシストの側も、一三日の協同体加盟の労働者、職員の集会で、「絶えず生み出していた重大で無数の不都合のためにかつて放棄されていた制度、労働者の直接的了解という制度——今や克服されたと信じられていた——を新たに樹立して」交渉から組合組織を排除していると、内部委員会を批難し、工業家を攻撃し、ミラノとの連帯のため組合連盟の副書記の派遣を決定、そして「ミラノの同志と同僚の側になって、闘争に参加する機会を速やかに決定し、ピエモンテの工業家も以前から否定し、踏みにじっているこの利害の効果的な擁護のため」争議委員会を樹立する。一五日には闘争の用意のあることを宣言する一方、ミラノでの交渉の成り行きを見守ることを決定。^⑧だが一五日にミラノでの交渉が妥結したので、一七日トリノでストが宣言された時、ファシストは、支持者が少ないこと、とりわけ工業家が交渉の唯一の当事者として認めた内部委員会ではほとんど例外なくファシストの勢力が弱いため、きわめて困難な立場に置かれる。FIOMとの対抗上スト参加は必要であるが、ミラノでは協定が成立している。そこで一七日FIOMが全責任を負うストには参加しないよう労働者に訴え、工業家に対して協同体とのみ交渉するよう求めた最後通牒を送る。^⑨AMMAは回答せず、逆に工場にとどまっていたファシスト系労働者は会社側により排除される。^⑩

こうして苦境に陥ったファシストのとりうる唯一の道は、他とは異なっておりでは政府、協同体中央、党への直接介入の要請しか存在しない。内相フェデルゾーニは県知事あて電報で共産主義者の解雇を要請、^⑪一八日ロッソニは個人的に介入し、ロンバルディア協定の無条件の適用を工業家に求め、ファシストに対しては「宣言されたストには無関係である」よう訴える。トリノ・ファッショのコミュニケーションは「ファシスト党加盟の全機械工はファシスト協同体のトリノ連盟から発せられている指導に服していることを示すべきである。それに服して直ちに規律をもって、労働を再開すべきであ

る」と宣言する。^⑩

だが、工業家側の非妥協的姿勢の前に、F I O Mは、交渉を継続はするがストは解除することを一九日決定する。^⑪そのコミニケも理由を明白に示してはいないが、その中の「諸君の示威運動はミラノのそのように、三日間続き、圧倒的に成功した」という言葉や、また共産主義者への反論「ストは力を示すために宣言され、下心のある者の外は、誰れも豊富にその目的を達したということを否定できない」^⑫に示されているように、ミラノの場合と同様に、動員力に示された力の誇示に満足したことであろう。

しかしながら、「もしストにより正確な経済的方向を与えるか、あるいは示威的成功で満足するとすれば、問題は今やどのようにしてストを終らせるかであった」^⑬のであり、こうして終結させられたストは、獲得目標を何ら達成せず、もっぱら工業家側の攻勢のもとになされ、労働者のフラストレーションをむしろ昂めることとなった。そのことは、C G I、F I O Mのスト指導を厳しく批判していた共産党の、四月四日のF I A Tの内部互助金庫の選挙、^⑭五月二三日の内部委員選挙^⑮における著しい勢力伸長と勝利が示している。また内部委員会でも勢力が弱く、工業家との交渉から一貫して排除され続けたファシストは、その後この内部委員会にその具体的な攻撃目標をしぼる。

内部委員会は、この時期、イタリア社会において労働者が自由にその意志を表現しうる最後の機関であり、その意味で「協同体のわき腹のとげ」^⑯であった。なかならずその選挙結果は、ファシズム政権の成立後二年を経過しても、大半の労働者は、表面的にはファシスト協同体に移行したといっても、本質的にはなおその説く大義を全く受け容れていないことを明示したものであり、また工業家が内部委員会とのみ交渉を維持し続けることは、事実上交渉からファシストを排除するものであり、それはファシストの組合代表の独占の大きな障害であった。

そこでスト終結後、内部委員会の廃止とそれに替る協同体の任命になる工場信託者の設置を再度要求するに至る。そして八月のF I A Tとその共産主義者が多数の内部委員会との一致を契機として、武力行使の威嚇と党、ムッソリーニの支

持をもって、八月三〇日までに重要な内部委員会を廃止に追い込んだ。^⑨ ファシストの圧力に屈することになった工業家は、だが内部委員会廃止の責任は政府が負うよう求めて責任を回避し、他方、ファシストの要求する工場信託者には激しく抵抗する。こうして十月二日のヴィドーニ宮協定の締結に至るが、それは内部委員会の廃止のみを定めたもので、十月六日のムッソリーニの言明^⑩によって工場信託者は否認される。

次に他の地域の動勢に簡単に触れておこう。リグーリアではF I O Mはロンバルディアやピエモンテの組織力を欠いており、著しく勢力が弱い。それに対して協同体は、その指導者ビッグティが「リグーリアでは政治的理由のためのいかなる連帯ストも行なうべきではない」と下部に命じたという事実が示しているように、情勢を完全に掌握しており、ストという事態に至らずに工業家との妥協に達する。^⑪

これに反して、トリエステとモンファルコーネの造船所を中心としたヴェネツィア・ジュリア^⑫ではF I O Mの勢力が強い。更に指摘しうる特徴は、戦後における造船業の復興は政府の大巾な援助が不可欠であり、そのため造船主は親ファシスト的であり、少なからざる資金援助を行なってきたことである。にもかかわらず当地のファシスト組合の指導者は、三月一日経営者側と交渉中であって、交渉が暗礁に乗りあげたわけではないにもかかわらず、ブレシアの影響を受けてストを宣言する。参加者はトリエステでごくわずか、モンファルコーネで四千七百人と何とか体面を保つ。だが一八日にはF I O Mの介入をもって、全ヴェネツィア・ジュリアに拡大する。そこでファシストの孤立を救い、またそれを規律づけるため、当地のファシスト・サンディカリストと関係なしに、政府の直接介入により、ローマで妥協に達する。一方F I O Mは二四日までストを継続する。このようにヴェネツィア・ジュリアでも、ロンバルディアと同じような事態の経過を辿るが、問題はより深刻である。トリエステの機械工、製鉄工合同県組合の指導評議会は二〇日の協定に抗議して辞任し、協同体の組合規律のもうさを暴露する。またストの結果は、賃上げがミラノの水準に達していないことへの不満、経

営者側の強い不満、を逆にかきたてる結果となり、ファシスト組合の無秩序ぶりを他の地域以上にさらけ出す結果で終った。そのことはヴェネツィア・ジュリアでは組合秩序の上からの導入の必要性を直接的に示したものであった。

- ① シェンヴァ、トリエステ、ナポリ等につづいて B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1061-7.
- ② M. Abrate, *op. cit.*, pp. 411, 415 n. 47.
- ③ *Ibid.*, 416-7, 協定の内容は pp. 430-1 n. 50.
- ④ 《Unità》, 14 marzo.
- ⑤ その典型的事例が一七日の F I A T の A M M A からの脱退である。それは内部委員会と交渉するため、自己の方でもトリノの工業家の組織から脱退したものである。『スタンビー』(三月一八日)の F I A T 社長アニェッリとのインタビュ「わが工場には、わが従業員を代表している内部委員会が存在している。われわれは、それにより任命される信託者と交渉する。工場の外で委員会があれば、それにより組織に加することは、われわれには関係ないので、全く心配していない」。
- B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1059 n. 142. なぎの事件に関する M. Abrate, *op. cit.*, pp. 419-20, Varesio Gastonovo, *Agnelli*, Torino 1971, pp. 414-5; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 383-4.
- ⑥ 《Unità》, 17 marzo.
- ⑦ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1056-7.
- ⑧ F. Cordova, *op. cit.*, pp. 381-2.
- ⑨ 一七日のトリノ県知事の電報によれば、スト参加者六万人 (V. Castonovo, *op. cit.*, p. 415)。トリノファシスト組合の指導者、ニヤスらの言明「わが工場で多数を握っている F I O M がまず表明しないとなれば、生活手当の譲歩に関する交渉を今ところ開始することは不能」。
- B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1058 n. 138.
- ⑩ F. Cordova, *op. cit.*, p. 383.
- ⑪ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1057.
- ⑫ *Ibid.*, p. 1058 n. 139.
- ⑬ F. Cordova, *op. cit.*, p. 383.
- ⑭ 《Unità》, 20 marzo.
- ⑮ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1057 n. 135.
- ⑯ *Ibid.*, p. 1057. 共産党の F I O M のスト終結に対する批判は「卑怯と深刻」(《Unità》, 20 marzo)。「組合から社会、裏切者を追放せよ」(*Ibid.*, 21 marzo)。「ファシズムへのオオツツの好意」(*Ibid.*, 22 marzo)。「ア・トリブッテ」(一九二〇年——一九二五年)《Stato operaio》, 2 aprile 1925, ora in *Opere di P. Togliatti*, vol. I, Roma 1967, pp. 639-41.
- ⑰ 共産主義者八、七二八票、八代表、F I O M 八、七三一票、十代表。B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1056 n. 136; F. Cordova, *op. cit.*, p. 386. 四月十日アルナルド・マンリーニ(チャーチの弟)は『ボーザ・ディタリア』に次のように書いた「F I A T の内部互助金庫の最近の投票はなおざりにされるべきではない徴候である。……一万六千以上の投票した労働者のうち半分以上が共産主義者のリストを、他の半分が F I O M のリストを承認した。……根本では労働者階級はなお押取される者、搾取する者の区別を信じている。そして複雑な近代生活の真実と本質を完全には理解しなかった」(*Ibid.*, p. 387)。他方、この選挙でファシストは「勝利の見込みがないうこと、そして F I O M に対抗するため、共産党のリストに投票した」(《Corriere della sera》, 9 aprile, in R. De Felice, *Mussolini II*, p. 91 n. 1; P. Melograni, *op. cit.*, p. 120).

¹⁹ B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1056; F. Cordova, *op. cit.*, pp. 386, 457 n. 201.

²⁰ A. Lyttleton, *op. cit.*, p. 514.

²¹ 《Unità》, 2 settembre; F. Cordova, *op. cit.*, p. 423; V. Castonovo, *op. cit.*, p. 420.

²² 七月に出された工業総同盟の評議会の声明、内部委員会の「抑圧に達することが希望されているとすれば、それは主権の行為で、政府の作業によって生ずべきである」(M. Abrate, *op. cit.*, p. 440)。また八月一九日のトリノの工業家と協同体指導者との会談後、トリノ県知

事はマッソリーニに打電し、工業家は内部委員会の解散を受諾したが

「そのような委員会を廃止するため、政府の行動を求めた」。F. Cordova, *op. cit.*, pp. 422-3; V. Castonovo, *op. cit.*, p. 419.

²³ 協定本文は A. Aquarone, *op. cit.*, p. 439; R. De Felice, *Mussolini II*, p. 98. 前掲拙稿「ファシスト組合について」。

²⁴ P. Melograni, *op. cit.*, p. 138.

²⁵ B. Uva, *Gli scioperi*, pp. 1061-2.

²⁶ *Ibid.*, pp. 1062-4.

三 国家サンディカリズム

前章でファシスト・サンディカリズムを金屬機械工のストという現実には照らしてみてきた。そこで確認される点は、状況を打開すべく自らストに突入したにもかかわらず、ファシスト・サンディカリストはスト指導におけるその無能さを更に確認することによって終ったことである。「ファシスト活動の数年後、協同体への好意的な一切の国家の力と共に、国家における絶対的支配の二年半後、協同体は労働者大衆を獲得するのに成功せず、自己の意図の善意も、勤労者の利益のための自己の存在の有用性をも納得させるのに成功しなかった」と『コッリエーレ・デッラ・セーラ』(三月二〇日)^①が論評したように、協同体の数的勢力にもかかわらず、本質的には労働者は依然として伝統的な階級組織を支持しており、工業家も、その説く階級協力を自己の利益のためにのみ利用したにすぎず、協同体は、スト指導においてさらけ出された下部の規律無視等によって、その存在自体をも脅やかされることになったのであり、ストの最終的な収拾において示されたように、党、国家、の下へ身を置くことによってしか解決の道は残されていない。

スト終結後の四月二四、二五日の大評議會は一応の総括を下す。^②「国家生活への組合自体の徐々の調和的挿入」の必要

性を再確認し、また「協同体により宣言されたストは戦争行為である」とし、一切の平和的手段が尽きた時にのみ訴えられるものとされ、明確な目的をもったファシストのストを「例外」とし、「遠い到達不能の目標をもった革命的体操行為」である社会主義者のストを「規則」であるとして区別し、更に「連帯スト」を否定し、そしてストは党と協同体の最高機関の前もっての承認が必要とされ、他方組合運動の指導者カードルの修正、つまり組合指導者の肅清への着手、協同体、党、及びファシスト県連の共通の一致による協同体県書記の任命と、こうして協同体の党への従属が決定される。

この方向は、その直後（二五日―二七日）ローマで開催された協同体全国協議会において承認される。書記長ロッソニは、党への従属は事態の必然的成り行きであるとし、逆にそれによってもたらされる次のような効果を指摘した。①CGLの競争の排除、②労働党機関の亡霊の追放、③工業総同盟に独占的な協約を課すことが可能、④労働争議への党の関与、⑤組合独占と、労働団体における特権的立場の確保。④このことは、書記長自ら対工業家との関係におけるファシスト協同体の無力を認め、党、国家の庇護の下に入ることによって、純粹に組合運動の分野では実現できなかった非ファシスト系組織を、組合外の力をもって打倒することを承認したものである。

だが他方、この協議会において次の二点を含んでいる協同体指導部の提出した政府への要求が採択された。①ファシスト組合のみの法的承認、②国民経済省の根本的改組^⑤。すでに見てきたようにそれ以前からのファシスト組合の要求点、それは組合の国家機関化であり、そうなることにより国家の経済活動の機関に参与するというサンディカリストの姿勢が特に②の要求において依然として不変であることを示している。だが組合を権力維持の手段としてしか見ていないムッソリーニにより、それは無視され、十月初め、組合問題は、ヴィドーニ宮協定と十月六日の大評議会決議をもって、新たな段階を迎える。そのことは他方で、ファシズムがマッテオッティ事件による政治的危機を最終的に乗り切り、独裁への第一歩を踏み出した時期とも照応するものであった。

ヴィドーニ宮協定は、協同体総同盟、工業総同盟に労働者、雇用主のそれぞれの分野での独占的代表性を承認し、すで

にみたように内部委員会の廃止を規定している。また十月六日の大評議会において「組合現象は——近代生活の必要で、抑えることのできない側面——国家により管理され、国家により整えられるべきであり、だから雇用主組合であれ、勤労者組合であれ、法的に承認され、国家の管理のもとに置かれるべき」こと、「唯一、ファシスト組合」のみの法的承認、労働裁判所の設置、そして階級の自己防衛手段としてのロック・アウト、ストの禁止等が決定された。

これを受けて一二月工業総同盟は「ファシスト」という名称を正式に採用し、二六年一月三日、大評議会は党書記長フアリナッチに、ファシスト工業総同盟の総裁ベンニ、書記長オリヴェッティのローマ・ファッショ加盟を許可し、三月十日ムッソリーニは大評議会において、ベンニがその一員となったことに祝辞を述べた。^⑨このようにして工業総同盟は自ら「ファシスト化」した。

一方協同体は、ヴィドーニ宮協定によってその法的承認と、その帰結としてファシスト組合による労働代表の独占を獲得し、「国家への組み込み」、国家機関化という目標を達成したかに見えるが、しかし、十月六日の大評議会決議は、組合の党への従属を越えて、国家による厳しい管理下に入ることを示していた。二五年六月の党大会でロッソーニは「国家サンディカリズム *Sindacalismo di Stato* については語るな。むしろサンディカリズムは国家に挿入されるべきであると言って欲しい」と発言者をさえ切ったが、^⑩現実はまだしく国家サンディカリズムの実現であった。それは二五年十月二八日にムッソリーニの発する「全ては国家のもとに、国家の外に何もなく、国家に反して何もない」という国家至上主義をうたったスローガンに^⑪包摂されていく。そして二五年一月に議会で提出され、翌年四月に公布される組合法、二六年七月二日の協同体省の設置をもって、逆に国家が組合に干渉してくることとなる。こうして雇用主、労働者双方をファシストの組合機構に包摂し、もって自律的に国家の経済的分野を担うというファシスト・サンディカリズムの方向は最終的に挫折し、それ以後のA・ロッコによるファシズム国家体制のもとで、単なる国家の一機関となり、協同体は、ファシズムの大衆支配の手段と化していくのである。^⑫

- ① B. Uva, *Gli scioperi*, p. 1073 n. 201.
- ② 一九三二年末の五〇万から、二五年には二七六万人。F. Cordova, *op. cit.*, pp. 396-7.
- ③ PNF, *Il Gran consiglio*, pp. 191-2, 193-5.
- ④ F. Cordova, *op. cit.*, p. 401.
- ⑤ *Ibid.*, p. 455 n. 179; R. De Felice, *Mussolini II*, p. 94.
- ⑥ PNF, *Il Gran consiglio*, pp. 205-6; A. Aquarone, *op. cit.*, pp. 440-1; C. Schwarzenberg, *op. cit.*, pp. 92-3.
- ⑦ P. Melograni, *op. cit.*, p. 155; E. Rossi, *op. cit.*, pp. 256-7.
- ⑧ PNF, *Il Gran consiglio*, p. 218.
- ⑨ *Ibid.*, p. 220.

⑩ A. Lyttleton, *op. cit.*, p. 513.

⑪ B. Mussolini, *Opera omnia*, vol. XXI, p. 425.

⑫ 念のために付言しておけば、この時期においては、協同体はファシスト組合の別名として使用されており、ロッソーニの「統合組合」の思想に協同体の固有の意味づけがなされているが、ファシズム体制でのその意味づけが全面展開されてくるのはこれ以後である。

(付記。本稿作製にあたり『ウニタ』の復刻版の利用に関して、桃園学院大学図書館関係者のお世話になった。記して感謝の意を表します。)

(京都大学研修員

)

The Raw Cotton Circulation in a Local Market of the Early Twentieth Century China

by

Kôichi Yoshida

The markets in the agricultural districts in the early twentieth century China, it has been said so far, had semi-feudal characters. The opinion hitherto accepted is that the intermediary market-places in the villages were placed under the control of mercantile capital forming a trinity—landholder, merchant and usurer—and that the peasant-producers who were forced into an unequivalent exchange couldn't accumulate any surplus in their own hands. Moreover, it has been regarded that the incorporation of Chinese agriculture into the world-market could not change this traditional market-structure and that it merely enlarged the opportunity of the merchants' exploitation.

The author aims to reconsider that theory of the semi-colonial and semi-feudal markets. As the first step of his reconsideration, he investigates the trading relation between the peasants and the merchants in one of the local raw cotton market-places that supplied raw cotton in *T'ien chin* 天津, which developed rapidly after 1910s. Different from the accepted theory, there in the local market a law of value prevailed, and the merchants were not necessarily landholders, but agrarian merchants who arose continually among the cotton-producing peasants. He takes up an agrarian market in *Ho pei shêng, feng jun hsein, hsüan chuang chên* 河北省豐潤縣宣莊鎮 as an object of his investigation.

L'ideale e la realtà del sindacalismo fascista

di

Naotake Kiriû

I sindacalisti fascisti pongono come loro ideale la collaborazione di classe, cioè la subordinazione alle interesse supreme di Nazione, quelle

particolari di classe. Ma fino alla fine 1925 in cui la base del governo fascista non è ancora stabile, anche i sindacalisti fascisti dirigono degli scioperi per superare la situazione difficile nata dal dissidio fra i sindacati fascisti e i padroni, dalla fedeltà degli operai verso la loro vecchia organizzazione, dalla crisi del fascismo stesso dopo il delitto Matteotti. Gli scioperi dei metallurgici del marzo 1925 promossi dai fascisti si collocano come punto di culmine di una serie di questi scioperi.

L'obbiettivo di questo articolo è che esaminando antinomia fra l'ideale e la realtà del sindacalismo fascista attraverso questi scioperi, chiarisce il processo d'inquadramento dei sindacati nello Stato, malgrado loro prima idea: Stato sindacale.